

2026 年度後期授業料免除申請について

【日本人学生向け（令和 3 年度以降入学の学部生）】

授業料免除を受けるには（令和 3 年度以降入学の学部生）は、日本学生支援機構の給付奨学金に採用されることが条件となっております。日本学生支援機構の給付奨学金に採用されていない方で、2026 年後期から授業料減免を希望される方は、10 月 12（月）までに申請書類等を学生支援課まで取りに来てください。申請締切は、【10 月 15 日（木）17 時】です。

「多子世帯に対する大学等の授業料等無償化」については「日本学生支援機構の給付奨学金」を多子世帯にも拡大する制度となります。「多子世帯に対する大学等の授業料等無償化」に基づき 2026 年度後期から授業料減免を希望される方は日本学生支援機構の給付奨学金に必ず申請してください。

既に日本学生支援機構の給付奨学金に採用になっている方は申請不要です。

（参考）

文部科学省 Web サイト：高等教育の修学支援新制度

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm



【問い合わせ先】

学生支援課

- ・ E-mail : gakusei@bur.aichi-pu.ac.jp
- ・ TEL : 0561-76-8828